

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【川越町】

(洪水：ハザードマップ)

川越町には、朝明川、員弁川の 2 級河川が流れており、線状降水帯による降雨などでは、河川が急激に増水し、洪水等の危険性が危惧されている。また、朝明・員弁両河川の河口部に位置し、上流地域での集中豪雨の際での当町への影響は、非常に大きい。

朝明川洪水ハザードマップの最大規模の降雨（朝明川流域の 24 時間の総雨量 752mm）により氾濫した場合での浸水シミュレーションでは、浸水被害が大きいところで、町内の約 70%で「3m～5m 未満」の浸水予測、町内ほぼ全域において 1m 以上の浸水予測となっており、堤防付近では、氾濫による家屋倒壊の危険性も危惧される。

(土砂災害)

川越町は、鈴鹿山脈を源とする朝明・員弁両河川の流出土砂により形成された起伏のない沖積層地帯で、標高 0m～5m の平坦地であり、土砂崩れ、地滑り等の被害想定は低い。

(高潮：ハザードマップ)

川越町は、伊勢湾に面し、標高 0m～5m の平坦地であることから、過去に伊勢湾台風での高潮による被害も受けている。このことから、高潮災害のリスクが危惧されている。

高潮ハザードマップでは、水防法の規定により指定された最大規模の高潮（既往最大台風である室戸台風級の台風により、県内各地に大きな影響を与える複数経路を設定したシミュレーション）に伴う氾濫により、町内全域が浸水すると予測されている。浸水深は被害の大きいところで「5m～10m 未満」となっており、建物の 3 階部分の高さまで浸水する予測となっている。

(地震：J-SHIS、津波ハザードマップ)

川越町は、起伏のない海岸平野で地耐力もなく、今後 30 年以内に 70%～80%程度の確率でマグニチュード 8～9 クラスの大地震が発生するといわれており、理論上では、町内全域で震度 7 の揺れが予想されており、液状化危険度においても、危険度が極めて高い範囲となっている。

また、津波浸水面積は、町域のほぼ全域が浸水予測となっており、地震発生から 10 分以内に浸水深が 30 cm に達する地域があることも予想されている。

【朝日町】

(洪水：ハザードマップ)

朝日町は、朝明川、員弁川の 2 級河川の間であり、古来からしばしば台風・豪雨による洪水に悩まされている。ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨により朝明川及び員弁川で発生する洪水浸水想定区域を示し、二つの河川の浸水が重なる場所については、浸水深が深い方を示している。おおむね旧東海道を境に平坦地での浸水が「1m～3m 未満」と想定されている。

(高潮：ハザードマップ)

ハザードマップでは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水想定区域を示し、おおむね旧東海道や JR 関西本線を境に平坦地での浸水が「3m～5m 未満」と想定されている。

また、員弁川堤防付近（縄生地区）では、氾濫による家屋倒壊の危険性も危惧される。

(土砂災害：ハザードマップ)

朝日町地勢は、鈴鹿山脈を源とする朝明川・員弁川両河川の流出土砂により形成された

沖積層地帯で、おおむねＪＲ関西本線を境にして、平坦地（６割）と丘陵地（４割）に、地形が区分されている。ハザードマップでは、土砂災害警戒区域 39 箇所を示し、丘陵地において、土砂災害の危険性を周知している。

（地震：Ｊ-SHIS、津波ハザードマップ）

朝日町は、海拔 2～3m ないし 5～6m の平野部と 10 数 m 以上の丘陵地からなっている。理論上最大クラスの南海トラフ地震では、町内全域で震度 6 強が想定されている。また、桑名市街地西方の丘陵よりＪＲ関西線沿いに養老-桑名-四日市断層帯があり、それを震源とする地震では、朝日町において震度 7 の範囲が約 5 割と想定されている。

南海トラフ地震では、丘陵地域での津波の被害は少ないが、旧東海道を境とした平野部では、1m～3m 未満の浸水が想定されている。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者数 780 事業所
- ・小規模事業者数 665 事業所

【内 訳】

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
川越町	建 設 業	78	72	国道一号線沿いに分布
	製 造 業	144	118	全域に広く分布し、沿岸部、川沿いに多い
	卸 売 業	33	25	国道一号線を中心に分布し、朝明川沿いに多い
	小 売 業	58	49	
	飲食・宿泊	38	34	
	サービス業	142	122	
	そ の 他	75	60	
	計	561	480	
朝日町	建 設 業	40	39	山側に分散、一部；朝明川、員弁川沿いに分布
	製 造 業	42	33	
	卸 売 業	5	5	
	小 売 業	32	27	国道 1 号線沿い平野部に多い
	飲食・宿泊	17	13	
	サービス業	56	50	町内全体に広く分布
	そ の 他	20	18	
	計	209	185	
管 内 計	建 設 業	118	111	
	製 造 業	186	151	
	卸 売 業	38	30	
	小 売 業	90	76	
	飲食・宿泊	55	47	
	サービス業	198	172	
	そ の 他	95	78	
	計	780	665	

(3) これまでの取組

1) 川越町、朝日町の取組み

【川越町】

当町は、伊勢湾台風で未曾有の被害を受けたこともあり、昔から居住する住民の防災意識は高いものの、新興住宅地に移住してきた住民の防災意識（自助）の醸成が課題となっている。従前より防災・減災を最重要施策として各種の取組を行ってきているが、子どもを通じた家庭の防災意識の向上に取り組むなど、情勢に応じた取組を実施している。

《防災マップ作成》

- ・令和5年3月 高潮ハザードマップを新たに作成
- ・既存の洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ及び防災ガイドブックを全面的に更新
- ・上記を各戸配布・ホームページ掲載

《地域防災計画修正》

- ・令和4年3月 地域防災計画の修正（新しい避難情報の反映・組織改編など）

《計画策定》

- ・地域防災計画の修正に合わせて、災害時受援計画、備蓄・調達計画を策定

《広域避難体制の構築》

- ・令和4年9月 激化する災害に備え、四日市市、菰野町、朝日町、川越町及び県との間で、災害時における広域避難等相互応援に関する協定を締結

《津波避難施設整備事業》

- ・令和3年8月 北部保育所避難施設建設
- ・令和4年3月 亀須・亀崎地区津波避難タワー建設（特定津波避難困難地域解消）

《避難所整備事業》

- ・コロナ対策をきっかけに各避難所へワンタッチパーティションや災害対策用プライベートルームを配備
- ・停電対策として、地区公民館の長寿命化改修に合わせて可搬式の蓄電池とソーラーパネルを配備
- ・川越高等学校体育館の停電対策として、バッテリー内蔵LED照明、可搬式の蓄電池及びソーラーパネルを配備

《訓練・対策等》

- ・毎年、自主防災組織を中心とした防災訓練を実施
- ・協定締結者と連携した訓練を実施
- ・小学生とその保護者を対象とした体験型避難所設営訓練を実施
- ・小学校と連携し、小学生4年生対象に防災教室を実施

【朝日町】

当町は水害による洪水・土砂災害、地震による津波災害など多くの災害に見舞われる可能性があり、ハード面、ソフト面の両面から防災対策に取り組むとともに、住民の防災意識向上に努めている。

《計画・ハザードマップ作成》

- ・令和2年11月 国土強靱化地域計画策定
- ・令和4年3月 防災ハザードマップ改訂
- ・令和6年7月 地域防災計画修正

《防災行政無線関連事業》

防災アプリ朝日Sアラート機能拡充

- ・令和4年6月 気象情報連携

- ・令和5年1月 ケーブルテレビ(CC-Net)連携
- ・令和6年7月 火災情報連携

《避難所整備事業》

- ・令和3年1月 防災倉庫設置(朝日町体育館・教育文化施設用)
- ・令和3年3月 避難所用非常用発電機設置(保健福祉センター)
- ・令和6年3月 避難所用非常用発電機設置(朝日小学校体育館)

《訓練・対策等》

- ・隔年で防災訓練と防災講演会を開催
- ・避難行動要支援者対策

2) 朝明商工会の取り組み

管内の地域特色として朝明川・員弁川の2級河川に挟まれ、伊勢湾沿岸部に面しており、台風、豪雨による水害及び地震による被害リスクが非常に高いため、BCP策定に向けたセミナー、個別相談等早い時期から実施している。

- ・事業者BCPに関する国・県等の施策の周知 随時
- ・事業者BCP策定支援セミナーの開催
 - ①H26. 10. 24 災害時に問われるBCPの必要性
 - ②H27. 12. 15 東日本大震災の体験から学ぶ災害リスク管理
 - ③H28. 11. 25 シミュレーションで作るなっとくBCP
 - ④H30. 1. 24 企業防災・BCP策定セミナー
 - ⑤R01. 2. 6 企業防災・BCP策定セミナー
- ・管内事業者における事業継続力強化計画の策定における支援 計画認定56件
- ・東京海上日動火災保険㈱等損害保険会社との連携による各種保険・共済制度の情報提供など

II 課題

朝明商工会はBCPに関する施策の周知や策定セミナー等は比較的早い時期から実施し、近年では近隣で地震や豪雨災害等の大災害が発生しているものの、依然として地区内小規模事業者の事業継続計画への意識は低く、大多数がBCP計画策定に至っていないのが現状である。

商工会自身も、防災対応マニュアルは策定しているものの、発災時における役職員の体制・対応シミュレーション等をリハーサルするなどの行動面を強化しなければならない。

また、商工会職員のBCP策定支援に関する知識、各種保険・共済に対する助言を行える経営指導員等のスキル習得、資質向上が更に必要である。

感染症対策においても、現在コロナウイルス感染症が小規模ではあるものの未だ蔓延しており、地区内小規模事業者に対し予防接種の推奨や、体調管理徹底の仕組みづくり、感染拡大時に備えたマスク等の衛生品の備蓄など、リスクマネジメントの周知徹底が必要である。

III 目標

地区内小規模事業者等に対し災害リスクを認識させ、企業・事業所の事業継続計画(BCP)の策定及び、地域と連携した日常的な防災対策の推進を行い、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えを自助・共助・公助の観点から整備を行う。

また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時(国

内感染者発生期)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～ 令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・朝明商工会と川越町、朝日町の役割分担、体制を整理し、連携して事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・川越町、朝日町の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ事前対策の必要性を周知

- ・商工会巡回経営指導の際、ハザードマップ等活用し、各事業所立地場所の自然災害等のリスク及び、その影響を軽減するための取組みや対策について周知する。
- ・行政広報、両町・朝明商工会のホームページ等において、国・県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・商工会職員又は、専門家等を招聘し、小規模事業者に対しセミナーや個別指導を実施し、発災時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の策定を支援する。

②地域と連携した防災対策、防災活動を推進

- ・地区内企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携促進のための環境整備、発災時に町や各種団体が企業事業所と協同で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

③自主防災組織の活動支援

- ・地域住民や地域における様々な団体に対し、企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

④感染症拡大防止への周知、情報提供

- ・新型ウイルス感染症は、いつ・どこで発生するのか予測不能で、感染の状況も日々変化するものであり、事業者へは常に最新の正確な情報を提供し混乱を防止、冷静に対応して頂くことを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策について事業者へ周知し、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・感染拡大防止を図る為、マスクや消毒液等の備蓄、空気の浄化・換気設備、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・朝明商工会は令和元年度にて事業継続計画(防災マニュアル)を策定。(別紙参照)

3) 関係団体等との連携

- ・三重県中小企業協同組合・各損保会社と連携し、地区内小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP策定等の取り組み状況の確認を行う。
- ・(仮称)川越町・朝日町事業継続力強化支援協議会(構成員:川越町・朝日町・朝明商工会)を開催し、状況確認や改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害発生(マグニチュード8)を仮定し、川越町・朝日町・朝明商工会との連絡ルートの確認等を行う。(※訓練は、必要に応じ実施する。)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で速やかに地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、4時間以内にSNS等を利用し職員の安否確認・業務従事の可否判断を行うとともに、地域内事業者の大まかな被害状況等(家屋・事業所・道路状況等)を把握し、川越町・朝日町・当会で情報共有を行う。
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合、川越町・朝日町における感染症対策本部設置に基づき、朝明商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・朝明商工会と川越町・朝日町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・発災後、職員はまず職員自身の安全確保を行い、応急対応にあたる。
- ・職員が被災する等があった場合の役割分担、配置等事前に決めておく。
- ・大まかな被害状況を確認し速やかに情報共有する。

(被害の規模の目安の例)

レベル	被害規模	被害状況
3	大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
2	被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
1	ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、川越町・朝日町と朝明商工会は、以下の間隔で被害情報を共有する。

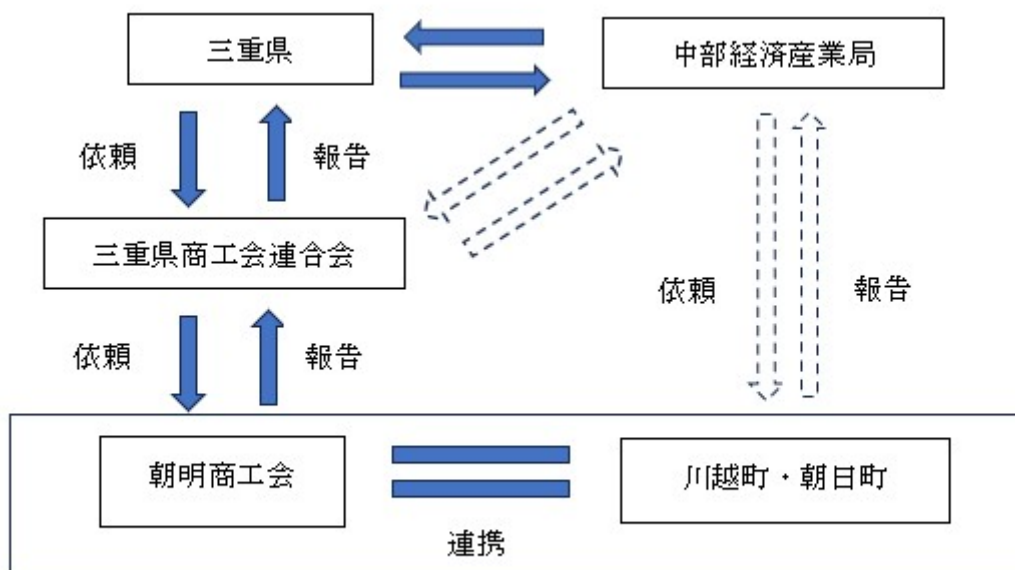
発災後～1週間	1日 3回共有する
2週間～4週間	1日 1回共有する
4週間～3か月	1週間 1回共有する
3か月以降	1か月 1回共有する

※ただし、地区内における被災状況により対応する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、川越町、朝日町、朝明商工会との間で、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び、指揮命令・連絡を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・川越町・朝日町・朝明商工会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・川越町、朝日町、朝明商工会が共有した情報は、三重県商工会連合会で取りまとめて三重県に報告する。

商工会災害状況報告スキーム図



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について川越町、朝日町、朝明商工会と連携し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また朝明商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、町行政等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、川越町、朝日町、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

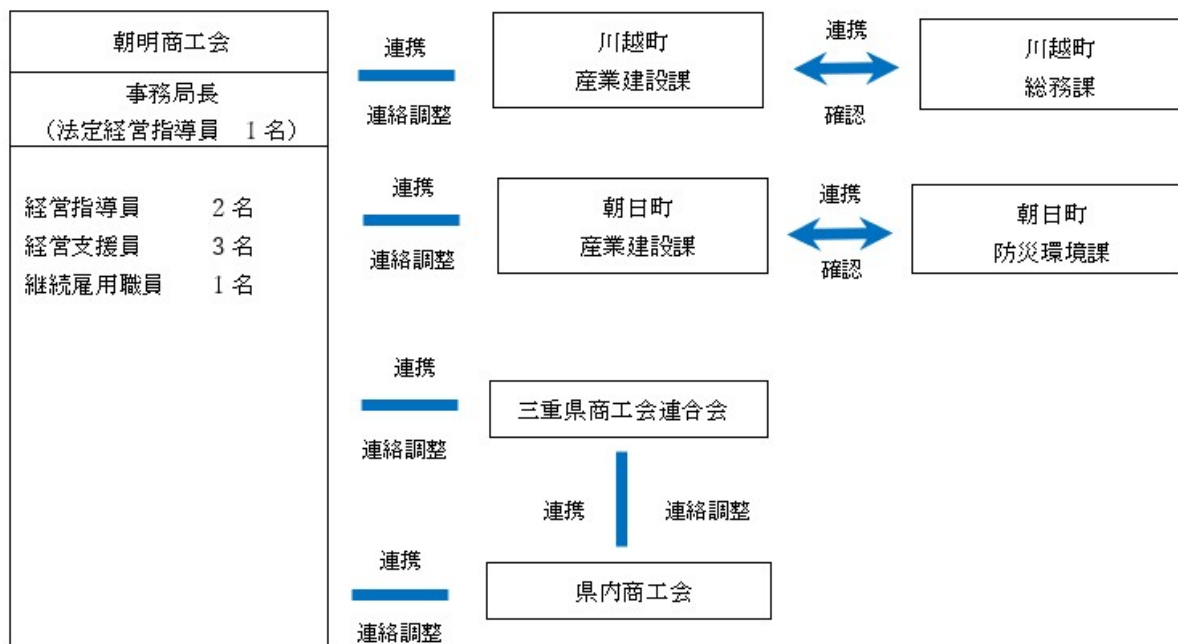
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 橋本鉄二 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

朝明商工会

〒510-8123 三重県三重郡川越町大字豊田一色 405 番地

TEL : 059-365-6603 / FAX : 059-365-6035

Mail : asakeshokokai405@gmail.com

② 関係市町

川越町 産業建設課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

TEL : 059-366-7117 / FAX : 059-364-2568

Mail:k-sanken@town.kawagoe.mie.jp

朝日町 産業建設課

〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地

TEL : 059-377-5658 / FAX : 059-377-4543

Mail:sanken@town.asahi.mie.jp

③ その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階

TEL : 059-225-3161 FAX : 059-225-2349

Mail : kenren@mie-shokokai.or.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	209	209	209	209	209
セミナー開催費 (1 回)	55	55	55	55	55
個別相談開催費 (3 回)	99	99	99	99	99
(※専門家派遣費)					
パンフ、チラシ作製費	5	5	5	5	5
防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、川越町、朝日町、三重県補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[朝明商工会] B -- 協力・支援 --> C[地域小規模事業者] A -- 協力・支援 --> C </pre>